

積算基準及び基準歩掛等公表要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県企業局が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事・電気工事・機械工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等(以下「基準書」という。)の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(積算書の種類)

第2条 公表する基準書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛
- (2) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (3) 積算基準及び標準歩掛(別冊)計画調査編
- (4) 積算基準及び標準歩掛(別冊)電気通信・機械編
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
- (10) 建築工事積算基準

(公表方法)

第3条 基準書は、茨城県行政庁舎1階「公共事業情報センター」に置き、希望者に閲覧させるものとする。

- 2 公共事業情報センター内でのコピーは可能(カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。)とする。ただし、積算基準及び標準歩掛等公表要領第2条にて定められている(2)から(10)の各号の基準については、著作権が茨城県企業局に無いので、複製を禁ずる。
- 3 閲覧時間は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)の午前9時半から正午、午後1時から午後4時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

- 第4条 閲覧人は、係員の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを室外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。
- 2 基準書の貸出は、行わないものとする。または、閲覧者は、氏名、住所、会社名及び閲覧の月日を記帳させるものとする。
 - 3 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。
 - 4 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

附則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

参考

- (2) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
- (5) 請負工事機械経費積算基準
発行 茨城県土木部

- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第 1 巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第 3 巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第 4 巻 参考資料

監修 下水道用歩掛検討委員会

編集・発行 下水道新技術推進機構

(6) ~ (9) の解説書「下水道用設計積算要領」は、(社) 日本下水道協会にて発行。

- (10) 建築工事積算基準

監修 国土交通省大臣官房庁営繕部

編集・発行 (財) 建築コスト管理システム研究所

発行 (株) 大成出版社